



岩手県最低賃金は854円にアップ 10月20日から

- ◆ 令和4年度岩手県の地域別最低賃金が33円引き上げられ854円になります。令和4年10月20日の発効です。8月23日に開かれた岩手地方賃金審査議会が、近県（青森県、秋田県）との賃金差是正等を理由に国が示した目安額30円を超える33円引き上げ、最低賃金を821円から854円とする答申を出し、その後異議申し立てが無く正式に金額が決定したものです。日給および月給の場合の最低賃金との比較は下記の計算式によりますので、ご確認をお願いいたします。

年 度	令和3年度	令和4年度	令和4年度 全国平均

【最低賃金との比較方法】

- ① 日給の場合 日給 ÷ 1日の所定労働時間 ≥ 最低賃金額854円
- ② 月給の場合 月給 ÷ 1か月平均所定労働時間 ≥ 最低賃金額854円

〈月給の場合の計算例〉

月給140,000円 1か月平均所定労働時間が168時間の場合

$140,000 \div 168 = 833 \leq 854$ よって 最低賃金額以下となります

※精皆勤手当、通勤手当、家族手当は最低賃金との比較にあたって対象とされませんのでご注意ください。

標準報酬決定通知書をお送りします

- ◆ 本年7月に行われた社会保険算定基礎届に基づく「標準報酬決定通知書」を同封しました。保険料は、10月に支給される給与から改定し控除して下さい。なお、当事務所で給与計算業務を受託しております事業所様には同封していません。後日給料明細と一緒にお届けいたします。

職員住所一覧表を同封しました

- ◆ 職員住所一覧表は生年月日順、採用年月日順の2通りとなっています。職員の年齢管理、勤続年数の把握、退職金管理などにご活用下さい。なお住所の異動がありましたら、その都度、当事務所にご連絡をお願いいたします。

雇用保険料率が変更になります

令和4年10月から、労働者負担・事業主負担の保険料率が変更になります。詳細は別紙の通りですが、労働者負担分は一般の事業の場合3/1000から5/1000に、建設業の場合4/1000から6/1000に引き上げとなります。10月分の給与計算、10月以降の賞与の計算にはくれぐれもご注意ください。

育児休業にかかる研修について

- ◆ 令和4年4月から、育児休業を取得しやすい職場環境整備のため、育児休業にかかる研修の実施、育児休業に関する相談体制の整備（相談窓口の設置等）を含めた4つの中からいずれか1つ以上の措置を講じることが義務付けとなりました。そのうち「育児休業にかかる研修」につきましては、「少なくとも管理職は研修を受けた状態にすべき」とされています。当事務所では、育児休業に関するセミナー講師もお引き受けしておりますので、ぜひご活用下さい。